

川口市長 奥ノ木さまへ

■■■■■在住の■■■歳のアメリカ人です。■■■■■年、転職のために川口市に引越し、■■■■■年に結婚をし、■■■■■年に永住権の取得とマンションの購入をし、■■■■■年に長男が誕生するなど、川口市を「地元」として生活してきました。川口市は多くの外国人が住む街として広く知られており、高齢社会・少子化の背景から私にとってその特徴は「これからの日本を表している」と感じ、一市民として誇りに思っています。やはりここにしてよかったとも思っています。

しかし、現在、川口市における外国人の定義について大きな懸念を持っています。先日目にした名古屋市の「名古屋市総合計画 2023 – 世界に冠たる『NAGOYA』へ」では、私のような人を「外国人市民」と定義しました。一見「合っているのでは？」と思いましたが実際は以下の通りに定義されています。

※外国人市民：名古屋市内に住所を有する外国籍の人のほか、日本国籍を取得した人や国際結婚によって生まれた子どもなど外国の文化を背景に持つ人など、外国にルーツを持つ人。
外国人留学生数：市内の高等教育機関（大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・日本国内の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設）及び日本語教育機関に通う外国人留学生数をさす。出典は日本学生支援機構による。

-325-

日本の三大都市圏の名古屋市が「世界に冠たる」と謳いながらこんな閉鎖的な定義をすることに唾然としました。この定義はアメリカの奴隷制度にあった「ワンドロップ・ルール」を思い起こさせるほどの強いメッセージであると感じます。帰化しても「外国人」とみなされるのはおかしいです。私はともかく、日本の病院に生まれ、日本の保育園に通う長男は（パスポートがどうあれ）「外国人」と市政にみなされるということです。

そもそも、「外国にルーツを持つ人」というなら縄文時代や弥生時代の移住で、日本人全員が「外国にルーツを持つ」といえるでしょう。この定義は差別としか言えませんので名古屋に住んでいなくてよかったと思いました。

その矢先に、川口市も似ている定義があると記事で読んでたいへん驚きました。実際そうなのかを調べたら「外国人市民」ではなく、「外国人住民」と記述されていることがわかり、その定義を見てがっかりしました。これでは名古屋市と変わりません。以下に抜粋を記載します。

=====**【抜粋】**=====

川口市多文化共生指針 改訂版（平成26年度～28年度）【抜粋】

第1章 指針の改訂にあたって

1 改訂の目的

近年、本市では定住外国人が増加し、その中には、永住資格や日本国籍を取得する人も増加傾向にあります。（p.3 図表 3）外国人*1 の増加と定住化が進む中で、誰にとっても暮らしやすい多文化共生*2 の地域づくりが求められています。

これまでのように**外国人住民*3**を単に受け入れるという意味での多文化ではなく、川口のまちづくりやコミュニティ形成に対し、外国人住民が主体的に参加し、それぞれの個性と能力を十分に生かせる多文化共生のまちづくりを目指します。

川口市では、日本人住民と外国人住民が多様な価値観を認め合いながら、ともに学び、ともに働き、ともに安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向け、「川口市多文化共生指針」の改訂を行います。

*1 外国人とは、日本国籍を有しない者をいう。（*1、*2ともに埼玉県多文化共生推進プラン）

*2 多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。（多文化共生の推進に関する研究会報告書）2006.3 総務省

***3 外国人住民とは、外国人の住民だけではなく、日本国籍を取得していても文化的背景などが外国にある住民を含む。**

=====

一方、上記は以前のものと気が付き、現在の指針にはその定義がなくなっていることに気づきました。

=====【抜粋】=====

《第2次川口市多文化共生指針》（2018～2022）

第1章 指針の趣旨

1 目的

近年、本市では永住資格や日本国籍を取得する定住外国人が年々増加し、さらに研修生や留学生といった比較的短期間の滞在となる外国人*1も増加するなど、そのライフステージは多様化し、外国人住民の暮らしに必要とされる支援策は高度化・複雑化しています。（p.4 図表3）外国人の増加と定住化が進む中で、日本人住民にとっても外国人住民にとっても暮らしやすい多文化共生*2の地域づくりが求められています。

また、平成32年（2020年）には東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの訪日外国人がやってくることが予想されます。外国人の持つ多様性を活かしたまちづくりを推進することで、外国人の目線でも魅力的なまちになり、外国人が暮らしやすいまち、外国人旅行者が訪れやすいまち、居住地として選ばれるグローバルな都市としてのまちづくりを進めていくことも求められています。

このような社会情勢に対応するため、本市では、日本人住民と外国人住民が多様な価値観を認め合いながら、ともに学び、ともに働き、ともに安心して暮らしやすい、そして気軽に訪れて快適に過ごしやすい多文化共生社会の実現をめざして、「第2次川口市多文化共生指針」の策定を行います。

2 経緯

国では平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各地方自治体においてもこれに基づき地域の实情に沿った計画を策定し、多文化共生施策を推進してきました。また、平成29年3月には、同プランの発行から10年が経過したことを踏まえて、全国の優良な事例を集めた「多文化共生事例集～多文化共生推進プランから10年共に拓く地域の未来～」を発行しました。これは事例集であるものの、この10年間の地域における多文化共生の取り組みを振り返り、今後の方向性を模索できる内容となっています。

埼玉県においても、平成19年12月に県として推進すべき施策について「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定し、平成24年7月の見直しを経て、平成29年に新たな「埼玉県多文化共生推進プラン」を取りまとめました。

本市においては、平成23年度に「川口市多文化共生指針」を策定し、平成26年度に改訂をしましたが、計画期間が満了したことから、これまでの成果を基に市として推進すべき施策について改めて検討を行い、「第2次川口市多文化共生指針」の策定を行うものです。

*1 外国人とは、日本の国籍を有しない者をいう。（出入国管理及び難民認定法第2条第2号）

*2 多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。（多文化共生の推進に関する研究会報告書 2006.3 総務省

=====

定義がなくなったことで言葉通りの意味（外国人で住民である）になったので、ある意味ほっとしましたが、「そもそもなぜそう定義したか」「なぜその定義を削除したか」そして、「この『第2次川口市多文化共生指針』には外国人住民をどう定義しているのか」などが気になり、この手紙を書くこと決めました。

上述のとおり、名古屋市や以前の定義だと、私の息子（この国の未来を担っている一人）にメッセージとして伝えているのは「パスポートは JAPAN と書いてあっても、川口は君を一生外国人としてみる」です。そう思うと怒りはもちろんありますが、それよりもその意識・メッセージを変えるべきだと思う気持ちです。

具体的には以下の質問にお答えいただけますか。

1. なぜ「川口市多文化共生指針」に「外国人住民とは、外国人の住民だけではなく、日本国籍を取得していても文化的背景などが外国にある住民を含む。」と定義したのか
2. なぜ「第2次川口市多文化共生指針」からその定義を削除したのか
3. 川口市に住む外国人（短期間でも長期間でも）をどんな定義と認識で活動・取り組みを行っているのか
4. 川口市の未来像に外国人（そして国際結婚で生まれたその子孫）をどう描いているのか

川口市は外国人の暮らしのために何もしていないと思っていません。活動や取り組みに驚く時もあります。だからこそ、どの考え方でそれを行っているのかが明快で進歩的であるべきと思います。

お返事お待ちしております。